

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則	ページ
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課)	16
○北海道漁業調整規則の一部を改正する規則…………… (漁業管理課)	16
告 示	
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定…………… (循環型社会推進課)	16
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定…………… (農業施設管理課)	17
○支笏湖におけるひめますの採捕禁止時間の廃止…………… (漁業管理課)	17
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	17
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	17
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	18
○海岸保全区域の指定の一部改正…………… (維持管理防災課)	18
○都市計画法第34条第11号の区域の変更…………… (都市計画課)	19
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	19
○特定調達契約に係る入札の公告……………	20
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	21

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年4月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第40号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表中「年0.70パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和4年2月21日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年4月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第41号

北海道漁業調整規則の一部を改正する規則
北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）の一部を次のように改正する。
第38条第2項の表やまべの項中「第37条第1項各号」を「前条第1項各号」に、「4の項」を「3の項」に改める。
第41条第1項の表中3の項を削り、4の項を3の項とする。
第45条を次のように改める。

第45条 削除

第62条第1項第1号中「、第45条第1項」を削る。
別表第4日高の部歌別川の項中「付図2」を「付図1」に改め、同表釧路の部新釧路川の項中「付図3」を「付図2」に改め、同表根室の部風蓮湖の項中「付図4」を「付図3」に改め、同表オホーツクの部網走川の項中「付図5」を「付図4」に改める。
付図1を削り、付図2を付図1とし、付図3から付図5までを付図2から付図4までとする。

附 則

- この規則は、令和4年4月18日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第245号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。
令和4年4月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 要 措 置 区 域 名寄市徳田20番2の一部、22番3の一部
(次の図のとおり)
- 2 特 定 有 害 物 質 の 種 類 ベンゼン
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め
(「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、留辺薬土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、令和4年4月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和4年4月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第247号

平成22年北海道告示第315号（支笏湖におけるひめますの採捕禁止時間）は、令和4年4月17日限り、廃止する。

令和4年4月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第248号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和4年4月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 根室市落石西156の2・159の2・160・164・169の4
(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和4年4月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内716の10、757の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第250号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和4年4月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 松前郡福島町字塩釜88の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件

- (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年4月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振

興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第252号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年4月8日

北海道知事 鈴木直道

5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(13)礼文海岸の礼文町の項海岸保全区域の欄13の事項を次のように改める。

- 13 召国地区海岸の次の基点Aから基点Oまでの各点を順次に結ぶ線、基点Aと補点①とを結ぶ線、補点①から補点⑥までの各点を順次に結ぶ線及び基点Oと補点⑥とを結ぶ線によって囲まれた区域
- 基点A 礼文郡礼文町大字船泊村字メシコタイ5番北角の地点から方向角276度42分09秒の方向5.501メートルの地点
- 基点B 基点Aから方向角194度03分33秒の方向85.722メートルの地点
- 基点C 基点Bから方向角176度33分22秒の方向76.656メートルの地点
- 基点D 基点Cから方向角177度52分01秒の方向89.437メートルの地点
- 基点E 基点Dから方向角141度32分26秒の方向148.429メートルの地点
- 基点F 基点Eから方向角161度57分24秒の方向146.212メートルの地点
- 基点G 基点Fから方向角186度10分35秒の方向82.479メートルの地点
- 基点H 基点Gから方向角182度16分54秒の方向54.378メートルの地点
- 基点I 基点Hから方向角200度49分49秒の方向14.671メートルの地点
- 基点J 基点Iから方向角212度20分51秒の方向9.623メートルの地点
- 基点K 基点Jから方向角224度06分48秒の方向53.007メートルの地点
- 基点L 基点Kから方向角243度24分32秒の方向65.730メートルの地点
- 基点M 基点Lから方向角255度51分16秒の方向38.051メートルの地点

基点N 基点Mから方向角256度56分20秒の方向24.399メートルの地点
基点O 基点Nから方向角257度50分01秒の方向66.129メートルの地点
補点① 基点Aから方向角276度42分09秒の方向83.453メートルの地点
補点② 補点①から方向角179度42分43秒の方向239.305メートルの地点
補点③ 補点②から方向角150度04分22秒の方向274.795メートルの地点
補点④ 補点③から方向角181度14分08秒の方向153.703メートルの地点
補点⑤ 補点④から方向角247度10分05秒の方向115.444メートルの地点
補点⑥ 補点⑤から方向角254度52分15秒の方向74.882メートルの地点

北海道告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号の条例で指定する土地の区域を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）第2条第5項の規定により変更した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課及び伊達市役所又は白老町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和4年4月8日

北海道知事 鈴木直道

指定変更した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおりに）

伊達市南黄金町の一部、北黄金町の一部、館山町の一部

白老町字石山の一部、字竹浦の一部、字虎杖浜の一部

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年4月8日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和4年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 令和4年4月8日に一般競争入札の公告を行う各道立病院庁舎で使用する電力（業務用）の需給契約

(2) 資格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約において50キロワット以上の電力供給実績があること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

(4) 北海道道立病院局の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成30年1月26日付け病経第1202号）第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和4年4月8日（金）から同年5月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道道立病院局のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/a0002/b0001/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道道立病院局病院経営課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5232

北海道道立病院局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年4月8日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
供給期間に各道立病院庁舎で使用する電力

ア 業務用電力（平日休日別）

- (ア) 契約電力（1kW当たりの単価） 1,339kW
- (イ) 使用電力量（平日）（1kWh当たりの単価） 3,710,300kWh
- (ウ) 使用電力量（休日）（1kWh当たりの単価） 1,562,500kWh

イ 業務用電力（時間帯別）

- (ア) 契約電力（1kW当たりの単価） 500kW
- (イ) 使用電力量（昼間）（1kWh当たりの単価） 976,700kWh
- (ウ) 使用電力量（夜間）（1kWh当たりの単価） 1,476,800kWh

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道道立病院局告示第10号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道道立病院局病院経営課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎4階道立病

院局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局病院経営課）

(2) 入 札 日 時 令和4年5月26日（木）午前10時（送付による場合は、同月25日（水）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道道立病院局のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/a0002/b0001/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が、北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされた北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定められたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道道立病院局病院経営課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

ウ 電 話 番 号 011-204-5232

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured:Electricity to be used in the buildings of Hokkaido Prefectural Hospital

a Contract type: Commercial power (by weekday holiday)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,339 kW

(b) A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 3,710,300 kWh

(c) A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,562,500 kWh

b Contract type : Commercial power (by timezone)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 500 kW

(b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the year : 976,700 kWh

(c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,476,800 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., May 26, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 25, 2022)

C Contract : Hospital Administration Division, Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5232

令和4年3月8日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)、(3)及び(4)

ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社

イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号

(2) 1の(2)

ア 氏 名 高橋燃料商事株式会社

イ 住 所 小樽市稲穂2丁目7番18号

4 落札金額

(1) 94円00銭

(2) 92円70銭

(3) 84円30銭

(4) 88円40銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和4年2月8日付け北海道教育庁後志教育局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年4月8日

北海道教育庁後志教育局長 川 端 香代子

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) A重油その1 (余市養護学校納入分) (1リットル当たりの単価) 96,000リットル

(2) A重油その2 (小樽水産高校納入分) (1リットル当たりの単価) 81,000リットル

(3) A重油その3 (高等聾学校納入分) (1リットル当たりの単価) 176,000リットル

(4) A重油その4 (小樽高等支援学校納入分) (1リットル当たりの単価)

114,000リットル

2 落札を決定した日

令和4年(2022年)4月8日(金曜日)

北 海 道 公 報

第297号 21